

第1問 管轄に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 所有権に基づいて時価100万円の自動車の引渡しを請求することに併せて、その執行不能の場合における履行に代わる損害賠償としてその時価相当額の支払を請求する訴えは、簡易裁判所の事物管轄に属する。

イ 簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、当事者の申立てがあるときに限り、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

ウ 管轄違いを理由として訴訟の全部を移送する旨の裁判が確定した場合、当該訴訟は、移送の裁判が確定した時から、移送を受けた裁判所に係属したものとみなされる。

エ 自然人である被告に対する貸金返還請求訴訟が当該被告の住所の所在地を管轄する裁判所に提起された場合、その後、当該被告が当該裁判所の管轄区域外に住所を移転しても、土地管轄についての管轄違いによる移送がされることはない。

オ 被告が、第一審裁判所において、本案について弁論をせず、かつ、弁論準備手続において申述をしないまま、裁判官の忌避の申立てを行ったときは、その訴えについて土地管轄がないときであっても、その裁判所は、当該訴えについて管轄権を有する。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第2問 補助参加に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 補助参加の申出は、参加の趣旨及び理由を明らかにして、補助参加により訴訟行為をすべき裁判所にしなければならない。

イ 当事者が補助参加について異議を述べたときは、補助参加人は、参加の理由を証明しなければならない。

ウ 補助参加の許否についての裁判に対しては、即時抗告をすることができない。

エ 補助参加人は、補助参加について異議があった場合においても、補助参加を許さない裁判が確定するまでの間は、訴訟行為をすることができる。

オ 補助参加に係る訴訟の裁判は、被参加人が補助参加人の訴訟行為を妨げた場合においても、補助参加人に対してその効力を有する。

- 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第3問 訴えの提起に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 訴状審査により訴状に請求の原因が記載されていないことが判明した場合、裁判長は、直ちに当該訴状を却下しなければならない。

イ 法律関係を証する書面の成立の真否を確定するための確認の訴えは、不適法である。

ウ 簡易裁判所においては、訴えは、口頭で提起することができる。

エ 遺言者の生前における遺言の無効確認の訴えは、現在の法律関係の確認を求めるものとして適法である。

オ 原告が貸金返還請求の訴えを地方裁判所に提起した場合、当該訴えに係る貸金返還請求権についての時効の中断の効力は、その訴状を当該地方裁判所に提出した時に生ずる。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第4問 民事訴訟における証拠調べに関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 裁判所は、管轄に関する事項について、職権で、証拠調べをすることができる。

イ 裁判所は、当事者の申立てがあるときに限り、訴訟の係属中、証拠保全の決定をすることができる。

ウ 裁判所は、当事者の申立てがあるときに限り、検証をするに当たり、鑑定を命ずることができる。

エ 裁判所は、当事者本人が未成年者である場合、職権でその法定代理人を尋問したときは、更に職権で当該未成年者である当事者本人を尋問することができない。

オ 裁判所は、職権で、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第5問 裁判によらない訴訟の完結に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 当事者双方が、連続して2回、口頭弁論の期日に出頭せず、かつ、その後1月以内に期日指定の申立てがされなかった場合には、当該期間の経過時に訴えの取下げがあったものとみなされる。

イ 被告が本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述をした場合、原告は、判決が言い渡された後でも当該判決が確定するまで、被告の同意を得た上で、訴えを取り下げることができる。

ウ 訴訟代理人は、特別の委任を受けることなく、裁判上の和解をすることができる。

エ 請求の放棄は、和解の期日においてもすることができる。

オ 原告が被告に対し、所有権に基づいて土地の引渡しを請求する訴えを提起した場合において、被告が口頭弁論の期日で「原告から100万円の支払を受けることを条件として、原告の請求を認める。」旨陳述したときは、請求の認諾がされたものとなる。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第6問 保全異議及び保全取消しに関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 債務者は、保全命令に対し、その命令を発した裁判所に保全異議を申し立てることができる。

イ 保全異議の申立てを取り下げるには、債権者の同意を得なければならない。

ウ 裁判所は、保全異議の申立てについての決定をする場合には、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経ることを要しない。

エ 保全命令を発した裁判所又は本案の裁判所は、保全すべき権利又は権利関係が消滅したときに限り、保全命令を取り消すことができる。

オ 仮処分命令を発した裁判所又は本案の裁判所は、仮処分命令により償うことができない損害を生ずるおそれがあるときその他の特別の事情があるときは、債務者の申立てにより、担保を立てることを条件として仮処分命令を取り消すことができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第7問 次の1から5までの記述のうち、**債務名義とならないものは**、どれか。

- 1 訴訟費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分
- 2 仮執行の宣言を付した支払督促
- 3 確定した執行判決のある外国裁判所の判決
- 4 特定の動産の引渡しを目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの
- 5 民事調停事件において当事者間に成立した合意に係る調書の記載

第8問 司法書士又は司法書士法人の業務に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 司法書士法人が簡裁訴訟代理等関係業務を行うためには、その使用人のうちに司法書士法第3条第2項に規定する司法書士があれば足り、その社員のうちに同項に規定する司法書士があることを要しない。

イ 司法書士は、登記手続についての代理の依頼を拒んだ場合においては、速やかにその旨を依頼者に通知すれば足り、依頼者の請求があるときであっても、その理由書を交付することを要しない。

ウ 司法書士は、公務員として職務上取り扱った事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件については、その業務を行ってはならない。

エ 司法書士法人の社員は、他の社員全員の承諾がある場合には、自己又は第三者のためにその司法書士法人の業務の範囲に属する業務を行うことができる。

オ 司法書士は、司法書士会に入会したときは、当該司法書士会の会則の定めるところにより、事務所に司法書士の事務所である旨の表示をしなければならない。

(参考)

司法書士法

第3条 (略)

2 前項第6号から第8号までに規定する業務（以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。

一 簡裁訴訟代理等関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。

二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。

三 司法書士会の会員であること。

3～8 (略)

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第9問 供託の当事者に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 契約の当事者以外の第三者は、当事者がその弁済について反対の意思を表示した場合には、自ら弁済供託をすることができない。

イ 営業の許可を受けた未成年者は、当該営業に関しない債務を免れることを目的とする場合には、自ら弁済供託をすることができない。

ウ 債務者は、被供託者を具体的に確定していない場合には、弁済供託をすることができない。

エ 当事者以外の第三者は、相手方の同意がない場合には、裁判上の保証供託をすることができない。

オ 仮差押債務者以外の第三者は、仮差押債権者の同意がある場合には、仮差押解放金の供託をすることができる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第10問 弁済供託における供託金の払渡請求手続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 委任による代理人によって供託金の取戻しを請求する場合において、供託物払渡請求書に添付された当該代理人の権限を証する書面に、供託金の受領に関する権限を委任する旨の記載があるときは、当該代理人の預金又は貯金に振り込む方法により払渡しを受けることができる。

イ 同一人が数個の供託について同時に供託金の還付を請求しようとする場合においては、払渡請求の事由が同一であるときであっても、一括してその請求をすることができない。

ウ 被供託者が供託を受諾しないことを理由として、供託者が供託金の取戻しを請求する場合においては、供託書上の供託者の住所及び氏名と供託物払渡請求書上の払渡請求者の住所及び氏名とが同一であっても、供託物払渡請求書に取戻しをする権利を有することを証する書面を添付しなければならない。

エ 破産者である法人の破産管財人が供託金の還付を請求する場合には、供託物払渡請求書に市区町村長又は登記所の作成した印鑑証明書のいずれかを添付しなければならない。

オ 登記されている支配人が代理人として供託金の還付を請求する場合には、供託物払渡請求書に代理人の権限を証する書面を添付することを要せず、登記所が作成した代理人であることを証する書面を提示すれば足りる。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

- 第11問 供託金又は供託金利息の払渡請求権の消滅時効に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
- ア 供託官が弁済供託の被供託者に対して、当該弁済供託に関する事項の証明書を交付したときは、供託金還付請求権の消滅時効及び供託金取戻請求権の消滅時効は、いずれも中断する。
- イ 債権者の受領拒絶を原因とする弁済供託における供託金還付請求権の消滅時効は、供託の基礎となった事実関係をめぐる紛争が解決するなどにより、被供託者において供託金還付請求権の行使を現実期待することができることとなった時から進行する。
- ウ 債権者の所在不明による受領不能を原因とする弁済供託における供託金還付請求権の消滅時効は、供託の時から進行する。
- エ 債権者の所在不明による受領不能を原因とする弁済供託における供託金取戻請求権の消滅時効は、供託の基礎となった債務について消滅時効が完成するなど、供託者が供託による免責の効果を受ける必要が消滅した時から進行する。
- オ 保証として金銭を供託した場合の供託金利息の払渡請求権の消滅時効は、当該払渡請求権を行使することができる時から10年間を経過した時に完成する。
- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第12問 登記識別情報の通知に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 Aが所有権の登記名義人である甲土地につき、B県が、Aから同県への所有権の移転の登記を囑託した場合において、あらかじめ登記識別情報の通知を希望する旨の申出をしなかったときは、同県に対して登記識別情報は通知されない。
- 2 Aが、Bに対してAを所有権の登記名義人とする甲土地を売却したが、BがAからBへの所有権の移転の登記の申請に協力しないため、Bに対して当該移転の登記手続を求める訴えを提起し、その請求を認容する判決が確定した場合において、Aが当該判決に基づき単独で当該移転の登記を申請したときは、Aに対して登記識別情報は通知されない。
- 3 信託の受託者Aが、信託財産に属する金銭をもって、Bを所有権の登記名義人とする甲土地をBから買い受けた場合において、受益者Cが、Aに代わって、BからAへの甲土地の所有権の移転の登記及び信託財産の処分による信託の登記を申請したときは、Cに対して登記識別情報は通知されない。
- 4 A株式会社が抵当権の登記名義人である甲土地につき、A株式会社からB株式会社への合併を登記原因とする抵当権の移転の登記の申請と、弁済を登記原因とする当該抵当権の抹消の登記の申請とが連件でされた場合には、B株式会社に対して登記識別情報は通知されない。
- 5 司法書士Aが、B株式会社を代理して、甲土地につき同社を登記名義人とする所有権の保存の登記を申請した場合において、同社がAに登記識別情報の通知を受けるための特別の委任をしていないときは、Aに対して登記識別情報は通知されない。

第13問 登記の申請人が登記識別情報を提供することができないときに不動産登記法令に基づき登記官が登記義務者に対してする通知（以下「事前通知」という。）及び当該申請に基づく登記をする前に登記官が当該登記義務者の登記記録上の前の住所に宛ててする通知（以下「前の住所地への通知」という。）に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 債権譲渡を登記原因とする抵当権の移転の登記の申請をする場合において、当該申請に係る申請情報を記載した書面につき、公証人の認証がされているが、当該認証が委任による代理人により囑託された申請書等についての認証であるときは、事前通知はされない。

イ 債権譲渡を登記原因とする抵当権の移転の登記の申請につき事前通知がされる場合において、当該申請の登記義務者が法人であり、かつ、申請人から法人の代表者の住所に宛てて事前通知書の送付を希望する旨の申出があったときは、事前通知書は、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによって送付される。

ウ 債権譲渡を登記原因とする抵当権の移転の登記の申請につき事前通知がされる場合においては、当該移転の登記の申請が登記義務者の住所についてされた最後の変更の登記の申請に係る受付の日から3か月以内にされているときであっても、前の住所地への通知はされない。

エ 売買を登記原因とする所有権の移転の登記の申請につき当該申請の代理人である司法書士から本人確認情報の提供があった場合において、当該情報の内容が相当であり、かつ、その内容により申請人が登記義務者であることが確実であると認められるときは、前の住所地への通知はされない。

オ 売買を登記原因とする所有権の移転の登記の申請につき事前通知及び前の住所地への通知がされた場合において、当該前の住所地への通知を受け取った者から当該申請について異議の申出があったときは、登記官は、当該申請を却下しなければならない。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第14問 次のアからオまでの記述のうち、第1欄の各登記を申請するときに第2欄に掲げる事項をその申請情報の内容としなければならないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

	第1欄	第2欄
ア	収用によって土地を取得した者が申請する所有権の保存の登記	登記原因の日付
イ	通行を目的とする地役権の設定の登記	地役権者の氏名又は名称
ウ	一棟の建物の名称を申請情報の内容とした場合における敷地権付き区分建物を目的とする抵当権の変更の登記	一棟の建物の構造
エ	一筆の土地の全部に設定された抵当権が当該土地の共有者の一人の持分について消滅した場合の抵当権の変更の登記	債権額
オ	所有権の移転請求権の仮登記の登記名義人が単独で申請する当該仮登記の抹消	登記権利者の住所

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第15問 登記原因に関する次のアからオまでの記述のうち、第1欄に掲げる事由が生じた場合に、第2欄に掲げる登記原因及びその日付で登記の申請をすることができないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、平成27年7月1日に、それぞれ第三者の許可、同意又は承諾を得ているものとする。

	第1欄	第2欄
ア	権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲建物について、当該社団の代表者であるAが個人名義で当該建物の所有権の登記名義人となっていたが、平成27年7月1日、Aに加えて、新たにB及びCが当該社団の代表者に就任した。	平成27年7月1日委任の終了
イ	甲建物の所有権の登記名義人であるA及びBは、平成27年7月1日、同日から5年間は当該建物につき共有物の分割をしない旨の合意をした。	平成27年7月1日特約
ウ	甲建物の賃借権の登記名義人であるAは、平成27年7月1日、Bに対して、当該建物を賃料1か月30万円の約定で転貸することを約した。	平成27年7月1日設定
エ	Aは、平成27年6月1日、Bに金銭を貸し付け、同日、その貸付金を被担保債権とする抵当権を甲建物に設定してその登記名義人となったが、同年7月1日、CがBに無担保で金銭を貸し付け、Aは、同日、Cに対して、当該抵当権のみを譲り渡した。	平成27年7月1日譲渡
オ	甲建物の根抵当権の登記名義人であるAは、平成27年7月1日、当該根抵当権を2個の根抵当権に分割して、その一方をBに譲り渡した。	平成27年7月1日分割譲渡

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第16問 更正の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、判決による登記及び代位による登記については、考慮しないものとする。

ア 甲土地について、売買を登記原因としてAからBへの所有権の移転の登記がされている場合において、当該所有権の移転の登記について錯誤を登記原因としてBの単有名義からB及びCの共有名義とする更正の登記を申請するときは、Cを登記権利者、Bのみを登記義務者としなければならない。

イ 甲土地について、所有権の登記名義人であるAの住所につき「乙市丙町1番地〇〇マンション〇棟〇号室」と登記されている場合において、Aの住所につき「乙市丙町1番地」とのみ記載された印鑑に関する証明書を添付情報として提供して、AからBへの売買を登記原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、当該所有権の移転の登記の前提として、Aの住所の更正の登記を申請しなければならない。

ウ Aが所有権の登記名義人である甲土地について、Bを地上権者、地代を1平方メートル1年1万円とする地上権の設定の登記がされた後、錯誤を登記原因として、地代を1平方メートル1年1万5,000円とする地上権の更正の登記を申請するときは、Aを登記権利者、Bを登記義務者としなければならない。

エ 甲土地について、乙区1番でAを、乙区2番でBを、乙区3番でCをそれぞれ抵当権者とする抵当権の設定の登記がされ、乙区4番において、Bの抵当権を第1順位、Cの抵当権を第2順位、Aの抵当権を第3順位とする順位の変更の登記がされている場合において、当該順位の変更の登記に錯誤があるときは、錯誤を登記原因として、当該順位の変更の登記を更正する登記の申請をすることができる。

オ 甲土地について、Aの持分を3分の2、Bの持分を3分の1とする所有権の移転の登記がされた後、A及びBの各持分を目的としてCを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされている場合において、Aの持分を4分の1、Bの持分を4分の3とする当該所有権の更正の登記の申請をするときは、Cの承諾を証する情報を提供しなければならない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第17問 次の対話は、職権による登記の抹消及び更正に関する司法書士と補助者との対話である。司法書士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

司法書士：今日は、登記官が職権で権利に関する登記の抹消又は更正をする場合及びその手続について考えてみましょう。

当事者の申請又は官庁若しくは公署の囑託に基づいて権利に関する登記をするとき以外にも、不動産登記法上、登記官は、一定の場合には、職権で権利に関する登記を抹消又は更正することがありますが、それは、どのような場合ですか。

補助者：ア 職権による登記の抹消がされるのは、管轄違いの登記又は登記事項以外の事項の登記を目的とする登記がされている場合に限られます。一方、職権による登記の更正がされるのは、登記官が、権利に関する登記に登記官の過誤による錯誤又は遺漏があることを発見した場合に限られます。

司法書士：では、職権による登記の抹消又は更正をするに当たり、登記官は、あらかじめ、登記権利者又は登記義務者に対して、どのような対応をしますか。

補助者：イ 登記官は、あらかじめ、登記権利者及び登記義務者に対して、職権による登記の抹消又は職権による登記の更正をする旨を通知します。

司法書士：仮に、職権による登記の抹消又は更正の対象となる登記について登記上の利害関係を有する第三者が存在する場合、登記官は、当該第三者の承諾を得ずに、職権による登記の抹消又は更正をすることはできますか。

補助者：ウ 登記官は、当該第三者の承諾を得ずに、職権による登記の抹消又は更正をすることができます。

司法書士：登記官は、職権による登記の抹消又は更正をするに当たって、法務局又は地方法務局の長の許可を得る必要はありますか。

補助者：エ 職権による登記の抹消については、法務局又は地方法務局の長の許可を得る必要はありませんが、職権による登記の更正については、その登記官を監督する法務局又は地方法務局の長の許可を得なければなりません。

司法書士：登記官は、職権による登記の抹消又は更正をした後、登記権利者又は登記義務者に対して、どのような対応をしますか。

補助者：オ 職権による登記の抹消については、登記権利者及び登記義務者に対して登記の抹消をした旨を通知することはありませんが、職権による登記の更正については、それらの者に対して登記の更正をした旨を通知します。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第18問 登記官の職権による登記等に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、その承諾を得ているものとする。

ア 土地の所有権の登記名義人をAの単有名義からA及びBの共有名義とする更正の登記が申請された場合において、当該土地にCを登記名義人とする地上権の設定の登記がされているときは、登記官は、職権で当該地上権の登記を抹消しなければならない。

イ 所有権の登記のない建物について所有権の移転の仮登記を命ずる裁判所の処分に基づく仮登記が申請されたときは、登記官は、職権で所有権の保存の登記をしなければならない。

ウ 所有権の移転の登記がされている土地について解除を登記原因とする当該所有権の移転の登記の抹消が申請された場合において、当該所有権の移転の登記に買戻しの特約の登記が付記登記によってされているときは、登記官は、職権で当該付記登記を抹消しなければならない。

エ 地上権の設定の登記請求権を保全するための処分禁止の登記とともに保全仮登記がされている土地について当該保全仮登記に基づく本登記が申請された場合において、当該土地に当該処分禁止の登記に後れる賃借権の設定の登記がされているときは、登記官は、職権で当該賃借権の登記を抹消しなければならない。

オ 強制競売の開始決定に基づく差押えの登記がされている土地について当該差押えの登記に後れる賃借権の設定の登記がされている場合において、買受人が代金を納付したときは、裁判所書記官は、買受人への所有権の移転の登記及び当該差押えの登記の抹消のほか、当該賃借権の登記の抹消を囑託しなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第19問 次のアからオまでの登記のうち、付記登記によってするものは、幾つあるか。

ア 仮登記した所有権の移転の仮登記

イ 転借権の登記の抹消の登記

ウ 所有権の更正の登記

エ 所有権を目的とする抵当権の設定の登記請求権を保全するための処分禁止の登記

オ 所有権を目的とする根抵当権を分割して譲り渡す場合の登記

1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

第20問 所有権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 登記原因を「昭和60年4月1日売買（条件 農地法第3条の許可）」とする条件付所有権の移転の仮登記がされた農地について、その後に登記原因を「昭和50年月日不詳変更」とする宅地への地目の変更の登記がされている場合、当該条件付所有権の移転の仮登記に基づく本登記の申請をすることはできない。

イ 譲渡担保を登記原因とするAからBへの所有権の移転の登記がされている甲土地について、AがBに対し当該譲渡担保の被担保債権全額を弁済した場合、債権弁済を登記原因としてBからAへの所有権の移転の登記を申請することはできない。

ウ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aが死亡して共同相続人B及びCが相続し、かつ、B及びCの間で共有物分割禁止の定めが成立した場合、AからB及びCへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記及び共有物分割禁止の定めを登記の申請を一の申請情報によってすることはできない。

エ A、B及びCを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aがその持分を放棄した場合、AからBへの持分の移転の登記及びAからCへの持分の移転の登記は、B及びCを登記権利者、Aを登記義務者として、一の申請情報によって申請しなければならない。

オ AからB、BからCへと所有権の移転の登記が順次されている甲土地について、いずれの登記原因も無効である場合、これらの所有権の移転の登記を抹消するためには、AからBへの所有権の移転の登記の抹消を申請した後、BからCへの所有権の移転の登記の抹消を申請しなければならない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第21問 敷地権付き区分建物についての登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 敷地権である旨の登記がされた土地のみを目的とする不動産工事の先取特権の保存の登記の申請は、その登記原因の日付が当該敷地権が生じた日の前後いずれであるかを問わず、することができる。

イ 区分建物の所有権及び当該区分建物の敷地である土地の所有権の共有持分についてそれぞれ抵当権の設定の登記がされた後に、敷地権である旨の登記がされた場合において、これらの抵当権の登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付が同一であるときは、当該土地の所有権の共有持分についてされた抵当権の登記は、登記官が職権で抹消しなければならない。

ウ 敷地権が賃借権である敷地権付き区分建物について、表題部所有者から所有権を取得した者が所有権の保存の登記を申請するときは、当該所有権を取得した者の住所を証する情報、表題部所有者から当該区分建物の所有権を取得したことを証する情報及び敷地である土地の所有権の登記名義人の承諾を証する情報を提供しなければならない。

エ 敷地権付き区分建物の所有権の移転の登記を申請する場合において、当該建物が属する一棟の建物に共用部分である旨の登記がされた建物があるときは、当該共用部分である旨の登記がされた建物の種類、構造及び床面積を申請情報の内容としなければならない。

オ 敷地権付き区分建物について、表題部所有者から所有権を取得した者の名義でされた所有権の保存の登記を錯誤により抹消したときは、登記官は、その登記記録を閉鎖することなく、職権で表題部所有者の表示を回復する。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第22問 地上権，地下若しくは空間の上下の範囲を定めてその部分を目的とする地上権（以下「区分地上権」という。），地役権又は賃借権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，正しいものの組合せは，後記1から5までのうち，どれか。

ア 地上権の設定の登記がされている土地について，その登記記録上，当該地上権の存続期間が満了している場合は，当該登記を抹消することなく，当該土地に，重ねて別個の地上権の設定の登記を申請することができる。

イ 建物所有を目的とする地上権の設定の登記がされている土地について，区分地上権の設定の登記の申請をする場合は，添付情報として，登記されている地上権の登記名義人が承諾したことを証する情報を提供しなければならない。

ウ 区分地上権の設定の登記を申請する場合は，添付情報として，その範囲を明らかにする図面を提供しなければならない。

エ 甲土地を要役地，乙土地を承役地とする地役権の設定の登記を，乙土地を管轄する登記所に書面により申請する場合は，甲土地が他の登記所の管轄に属するときであっても，甲土地の登記事項証明書を提供することを要しない。

オ 宅地である甲土地について賃借権の設定の登記を申請する場合は，その申請情報の内容として，賃料の定めを，「乙土地を使用収益する」とすることができる。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第23問 担保権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、判決による登記及び代位による登記については、考慮しないものとする。

ア Aを登記名義人とする抵当権の設定の登記がされた後、AからBに対して債権一部譲渡を登記原因とする当該抵当権の一部の移転の登記がされている場合において、当該抵当権の被担保債権のうちAの債権のみが弁済されたときは、「Aの債権弁済」を登記原因として、抵当権の変更の登記を申請することができる。

イ 元本が確定した根抵当権の登記名義人の所在が知れない場合には、当該根抵当権の目的である不動産の所有権の登記名義人は、当該根抵当権の登記名義人の所在が知れないことを証する情報及び当該根抵当権の被担保債権が消滅したことを証する情報を提供して、単独で当該根抵当権の登記の抹消を申請することができる。

ウ 抵当権の登記名義人の所在が知れず、かつ、当該抵当権の登記に利息及び損害金に関する定めのある記録もない場合には、当該抵当権の目的である不動産の所有権の登記名義人は、当該抵当権の登記名義人の所在が知れないことを証する情報、被担保債権の弁済期を証する情報及び当該弁済期から20年を経過した後に当該被担保債権の元本の全額に相当する金銭が供託されたことを証する情報を提供して、単独で当該抵当権の登記の抹消を申請することができる。

エ 不動産質権者が、不動産質権の目的である不動産の所有者との間で、その不動産の管理費用の支払、公租公課の負担を負わない旨を定めたときは、その定めを登記することができる。

オ 根抵当権者Aが、抵当不動産に対するBによる滞納処分による差押えがあったことを知った時から2週間を経過した後に、当該根抵当権の後順位の根抵当権者Cに対して根抵当権の順位譲渡をしたときは、Aは、当該根抵当権の順位譲渡の登記を申請することなく、単独で当該根抵当権の元本の確定の登記を申請することができる。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第24問 仮登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aを所有権の登記名義人とする土地につき、売買予約を登記原因としてB及びCを仮登記の登記権利者とする所有権移転請求権の保全の仮登記をした後、Bがその所有権移転請求権を放棄したときは、放棄を登記原因として、BからCへの当該所有権移転請求権の移転の登記を申請することができる。

イ Aを所有権の登記名義人とする土地につき、AとBとの婚姻中に、離婚に伴う財産分与の予約を登記原因としてBを登記名義人とする所有権移転請求権の保全の仮登記を申請することはできない。

ウ 土地に代物弁済予約を登記原因とする所有権移転請求権の保全の仮登記がされている場合において、当該所有権移転請求権について、滞納処分による差押えの登記の嘱託をすることはできない。

エ 停止条件付所有権の移転の仮登記がされた土地につき、当該仮登記の登記名義人に錯誤があるときは、真正な登記名義の回復を登記原因として、当該仮登記の移転の登記を申請することができる。

オ Aを所有権の登記名義人とする土地につき、売主Aと買主Bとの間で、売買代金が完済されたときに当該土地の所有権が移転する旨の特約付きの売買契約を締結した場合において、当該売買代金が完済されていないときは、登記原因を「年月日売買（条件売買代金完済）」とする条件付所有権の移転の仮登記を申請することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第25問 甲土地の所有権の登記名義人であるAには、配偶者B並びに子C及びDがおり、Cには子Eがいる場合において、Aが死亡して相続が開始したときに、甲土地について申請すべき登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア B、C及びDの間でAの遺産の分割の協議が成立した1年半後、Aの嫡出でない子Fについて認知の裁判が確定して認知された場合において、その後、当該協議に基づき、AからB、C及びDへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、当該協議に係る遺産分割協議書の作成の日付が当該認知の裁判の確定の日より前であっても、Fの同意を証する情報を提供しなければならない。

イ Aの自筆証書による遺言書に基づき、AからCへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、「遺言書はAの自筆ではなく押印はAの使用印ではないと思う」旨のDの陳述が記載された家庭裁判所の検認期日の審問調書を提供するときは、併せて、Dの作成に係る当該登記の申請に異議がない旨の印鑑証明書付きの証明書を提供しなければならない。

ウ Aが甲土地をCに相続させる旨のみを本文とする適式な遺言書を作成していたが、その後CがAよりも先に死亡した場合、Eは、当該遺言書を提供して、AからEへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することができる。

エ AからB、C及びDへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記がされた後、Bの相続の放棄の申述が受理された場合、B、C及びDは、Bが作成した相続の放棄を証する書面を提供して、BからC及びDへの相続の放棄を登記原因とするBの持分の移転の登記を申請することができる。

オ Aが、甲土地を相続人でないG、H及びIに遺贈する旨のみを本文とする適式な遺言書を作成していたが、Aの死亡後にG及びHが遺贈の放棄をした場合、Iは、G及びHが作成した遺贈の放棄を証する書面を提供して、AからIへの遺贈を登記原因とする所有権全部の移転の登記を申請することができる。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第26問 A及びBを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aが死亡したが、相続人のあることが明らかでない場合における甲土地の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、イの場合を除き、判決による登記及び代位による登記については、考慮しないものとする。

ア Aの持分につき、Aの相続財産法人名義とする所有権の登記名義人の氏名の変更の登記を申請する場合において、Aの相続財産管理人の選任の審判書の記載によって、当該相続財産管理人の選任が相続人不存在によるものであること及びAの死亡年月日が明らかであるときは、その添付情報として、Aの相続を証する戸籍謄本を提供することは要しない。

イ Aの持分につき、Aの相続財産法人名義とする所有権の登記名義人の氏名の変更の登記がされている場合において、Aの相続人の不存在が確定した後、特別縁故者Cが家庭裁判所の審判によって甲土地のAの持分の分与を受けたときは、Cは、その審判に基づき、単独でAの持分の移転の登記の申請をすることができる。

ウ Aの持分につき、Aの相続財産法人名義とする所有権の登記名義人の氏名の変更の登記がされている場合において、Bが持分を放棄したときは、Aの相続財産管理人は、単独でBからAの相続財産法人へのBの持分の移転の登記を申請することができる。

エ Aの持分につき、Aの相続財産法人名義とする所有権の登記名義人の氏名の変更の登記がされている場合において、特別縁故者不存在確定を登記原因とするAからBへのAの持分の移転の登記は、Bが単独で申請することはできない。

オ 特別縁故者不存在確定を登記原因とするAからBへのAの持分の移転の登記は、相続人の搜索の公告の日から6か月後の日を登記原因の日付として申請することができる。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第27問 信託に関する登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、判決による登記及び代位による登記については、考慮しないものとする。

ア 不動産についてA株式会社を受託者とする所有権の移転の登記及び信託の登記をした後、B株式会社がA株式会社を合併してその任務を引き継いだ場合、「受託者A株式会社任務終了」を登記原因として、A株式会社からB株式会社への所有権の移転の登記の申請をすることができる。

イ A及びBを所有権の登記名義人とする土地につき、Aを委託者、Cを受託者とするAの持分の移転の登記及び信託の登記をした後、Bがその持分を放棄した場合、信託の登記の申請と同時に、BからCへのBの持分の移転の登記を申請することができる。

ウ 権利能力のない社団である自治会Aの構成員全員に総有的に帰属し、自治会Aの代表者であるBが個人名義で所有権の登記名義人となっている不動産について、自治会Aを受益者とする信託がされた場合、自治会Aを受益者として信託の登記を申請することができる。

エ Aを受託者、Bを受益者とする所有権の移転の登記及び信託の登記がされている不動産について、BがCに対して受益権を売却したことによる売買を登記原因とする受益者の変更の登記は、Aが単独で申請することができる。

オ 不動産について、A及びBを受託者とする所有権の移転の登記及び信託の登記がされている場合において、Aの任務が辞任により終了したことによる権利の変更の登記は、Bが単独で申請することができる。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第28問 株式会社の設立の登記の申請書の添付書面に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、定款は、既に公証人の認証を受けているものとする。

ア 当該設立が集積設立である場合において、定款に記載した発行可能株式総数を払込期日の後に変更したときは、発行可能株式総数について決議した創立総会の議事録を添付しなければならない。

イ 当該設立が発起設立である場合において、定款で設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人を定めず、後にこれらの者を選任したときは、これらの者の選任につき発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

ウ 当該設立が集積設立である場合において、定款に出資された財産の一部を資本準備金とする旨の記載がなく、後にこれを定めたときは、成立後の会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項について決議した創立総会の議事録を添付しなければならない。

エ 当該設立が発起設立である場合において、定款に発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数の記載がなく、後にこれを定めたときは、これを定めるにつき発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

オ 当該設立が集積設立である場合において、定款に設立時募集株式の種類及び種類ごとの数、設立時募集株式の払込金額並びに払込期日又は払込期間の記載がなく、後にこれらを定めたときは、これらを定めるにつき発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第29問 株式会社の役員等の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 登記所に印鑑を提出している代表取締役が辞任した場合の変更の登記の申請書には、当該代表取締役が辞任を証する書面に押した印鑑について、当該印鑑と当該代表取締役が登記所に提出している印鑑とが同一であるときを除き、市区町村長の作成した印鑑証明書を添付しなければならない。

イ 監査役設置会社であり会計監査人設置会社である株式会社において、株主総会の決議により会計監査人を解任した場合の変更の登記の申請書には、監査役が当該株主総会の議案の内容を決定したことを証する書面を添付しなければならない。

ウ 一時取締役の職務を行うべき者が招集した臨時株主総会の決議によって取締役を選任した場合の変更の登記の申請書には、一時取締役の職務を行うべき者が臨時株主総会を招集することについての裁判所の許可書を添付しなければならない。

エ 取締役が1名しかいない株式会社において、取締役Aが辞任により退任した旨及び後任者としてBが取締役に就任した旨の登記がされた後、Bを取締役に選任した株主総会の決議が存在しないことの確認を求める訴えに係る請求を認容する判決が確定し、登記官が裁判所書記官の嘱託により当該株主総会の決議の不存在の登記をする場合には、登記官は、取締役Bの就任の登記を抹消する記号を記録するとともに、職権で取締役Aの退任の登記を抹消し、取締役Aの登記を回復する。

オ 取締役会設置会社において、取締役の全員であるA、B及びCが同時に辞任し、D、E及びFが取締役に選任されたものの、Fの就任承諾が得られなかった場合には、D及びEについての取締役の就任の登記は、いずれも申請することができない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第30問 会社法上の公開会社における株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで募集株式の発行による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 取締役会の決議によって募集株式の種類及び数、払込金額並びに払込期日等の募集事項を定めた場合において、株主に対して払込期日の2週間前までに当該募集事項の通知をしたときであっても、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該通知をしたことを証する書面を添付することを要しない。

イ 取締役会の決議によって募集株式の払込期間を定めた場合において、その期間の満了前に全ての募集株式の引受人が出資の履行を完了したときは、払込期間の満了前であっても募集株式の発行による変更の登記の申請をすることができる。

ウ 出資の目的が金銭以外の財産である場合において、募集株式の発行による変更の登記の申請書に添付された書面が現物出資財産について募集事項の決定の際に定められた価格が相当であることについて税理士の証明を記載した書面であるときは、当該税理士が税理士の登録をしていることを証する書面を添付しなければならない。

エ 新株予約権を発行している会社が、当該新株予約権の行使をすることができる期間の初日が到来する前に募集株式を発行した場合において、当該募集株式の発行後の発行済株式総数に新株予約権の目的である株式の数を加えた数が当該会社の発行可能株式総数を超えるときは、当該会社の発行可能株式総数の変更の登記をしなければ、当該募集株式の発行による変更の登記を申請することはできない。

オ 種類株式発行会社において募集株式を発行するに当たり、当該募集株式の種類が譲渡制限株式である場合には、定款に別段の定めがあるとき又は当該種類の株式の種類株主を構成員とする株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しないときを除き、募集株式の発行による変更の登記の申請書に種類株主総会の議事録を添付しなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第31問 会計監査人設置会社でない株式会社における資本金の額の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**債権者保護手続が必要となるが、その登記の申請書には債権者保護手続を行ったことを証する書面の添付を要しないものは、幾つあるか。**

ア 定時株主総会の決議により資本金の額の一部を減少し、その減少額の全部を準備金とするとき。

イ 定時株主総会の決議により準備金の額を減少し、かつ、その減少額が当該定時株主総会の日における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えない場合において、その減少額の一部を資本金とするとき。

ウ 臨時株主総会の決議により資本金の額の一部を減少し、その減少額の全部を準備金とするとき。

エ 臨時株主総会の決議により準備金の額を減少し、その減少額の全部を資本金とするとき。

オ 臨時株主総会の決議により準備金の額を減少し、かつ、その減少額が直近の定時株主総会の日における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えない場合において、その減少額の一部を資本金とするとき。

1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

第32問 持分会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、いずれの持分会社においても、定款に別段の定めはないものとする。

ア 合名会社の設立の登記を申請する場合において、当該合名会社の社員が1名であるときは、代表社員の氏名又は名称は登記すべき事項ではない。

イ 合名会社の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、その無効の原因が一部の社員のみにあるときであって他の社員の全員の同意によって当該合名会社を継続したときは、その継続の登記の申請書に、当該無効の原因がある社員が退社に同意したことを証する書面を添付しなければならない。

ウ 合資会社の無限責任社員が退社したことにより当該合資会社の社員が有限責任社員のみとなった場合には、当該合資会社については解散の登記を、当該合資会社から種類を変更した合同会社については設立の登記を、それぞれ申請しなければならない。

エ 合資会社の業務を執行しない有限責任社員の持分の譲受けにより新たな社員が加入したことによる変更の登記を申請する場合には、譲渡された持分が業務を執行しない有限責任社員に係るものであることを証する書面及び当該社員の加入につき総社員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

オ 合同会社に業務を執行しない社員が加入し、当該社員の出資に伴う資本金の額の増加による変更の登記を申請する場合には、当該社員の加入の事実を証する書面を添付する必要はない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第33問 次のアからオまでの法人のうち、資産の総額が法人の登記の登記事項であるものは、
幾つあるか。

ア 医療法人

イ 学校法人

ウ 司法書士法人

エ 社会福祉法人

オ 特定非営利活動法人

1 1個

2 2個

3 3個

4 4個

5 5個

第34問 有限会社甲及び株式会社乙の登記記録に次のような記録（抜粋）がある場合において、平成27年3月1日から同月31日までにされた登記に係る登録免許税の額を合算したものと正しいものは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、登録免許税の課税対象は、次の記録に記載されているもののみとし、租税特別措置法等の特例法による税の減免の規定の適用は、ないものとする。

商号	有限会社甲	
本店	東京都中央区乙町一丁目1番1号	
	東京都中央区甲町一丁目1番1号	平成27年3月1日移転 平成27年3月5日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
会社成立の年月日	平成14年4月4日	
発行可能株式総数	60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	60株	
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する事項	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
役員に関する事項	東京都新宿区丙町一丁目1番1号 取締役 A	
	東京都渋谷区丁町一丁目1番1号 取締役 B	
	代表取締役 A	
登記記録に関する事項	平成27年3月10日東京都中央区甲町一丁目1番1号株式会社乙に商号変更し、移行したことにより解散 平成27年3月10日登記 平成27年3月10日閉鎖	

商号	株式会社乙	
本店	東京都中央区甲町一丁目1番1号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社設立の年月日	平成14年4月4日	
発行可能株式総数	500株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	60株	
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に 関する事項	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 A	平成27年3月10日就任
	取締役 B	平成27年3月10日就任
	東京都新宿区丙町一丁目1番1号 代表取締役 A	平成27年3月10日就任
登記記録に関する 事項	平成27年3月10日有限会社甲を商号変更し、移行したことにより設立 平成27年3月10日登記	

1 70,000円 2 90,000円 3 100,000円 4 120,000円 5 130,000円

第35問 商業登記における審査請求に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 審査請求は、登記官を経由してしなければならない。

イ 登記の申請をした者は、当該申請を却下した処分に対して審査請求をすることができるが、登記簿の附属書類の閲覧を請求した者は、当該請求を却下した処分に対して審査請求をすることができない。

ウ 登記すべき事項につき無効の原因があるにもかかわらず登記がされている場合において、登記官が職権により当該登記を抹消することができるときは、当該登記に関する審査請求をすることはできない。

エ 登記官が登記された事項に無効の原因があることを発見し、当該登記をした者に、一月を超えない一定の期間内に書面で異議を述べないときは登記を抹消すべき旨の通知をしたところ、当該登記をした者が異議を述べた場合において、登記官が異議を却下したときは、当該登記をした者は、当該異議を却下した処分に関する審査請求をすることができる。

オ 新株予約権の発行による変更の登記を申請した後、当該登記がされないまま6か月が経過した場合であっても、当該申請が却下されていないときには、申請人は審査請求をすることができない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第36問 別紙1及び2の登記がされている不動産について、司法書士法務花子は、平成27年4月16日、民事三郎から登記に関する相談を受け、後記〔平成27年4月16日民事三郎から聴取した内容〕の事実関係を聴取するとともに、民事次郎の相続人の全員から今回の登記の申請手続に必要な書類を受領し、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同月17日、司法書士法務花子は、管轄法務局に書面を提出する方法により、登記の申請を行った。

同年6月4日、司法書士法務花子は、〔平成27年6月4日関係当事者から聴取した内容〕の事実関係を聴取するとともに、当該聴取に係る関係当事者全員から今回の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同月6日、司法書士法務花子は、管轄法務局に書面を提出する方法により、登記の申請を行った。

同年7月3日、司法書士法務花子は、〔平成27年7月3日関係当事者から聴取した内容〕の事実関係を聴取するとともに、当該聴取に係る関係当事者全員から今回の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務花子は、管轄法務局に書面を提出する方法により、登記の申請を行った。

なお、その他の事実関係については、後記〔事実関係に関する補足事項〕に記載したとおりである。

以上に基づき、後記の問1から問3までに答えなさい。

〔平成27年4月16日民事三郎から聴取した内容〕

1 (民事三郎は別紙1及び2の全部事項証明書並びに別紙3の履歴事項一部証明書を提出した。)

私の父である民事次郎は、平成26年11月7日に死亡しました。亡民事次郎の親族関係は別紙4のとおりです。父の相続人が誰になるのか、私にはよく分かりません。

民事次郎が死亡時に所有していた積極財産は、甲土地のみです。

平成27年1月1日現在の甲土地に係る課税標準の額は1億7,493万3,900円です。

〔平成27年6月4日関係当事者から聴取した内容〕

2 【民事三郎から聴取】

民事次郎が死亡した後、XYZ信用金庫と、同金庫が甲土地及び乙建物に対して有している根抵当権について初めて話し合いをしたのは、平成27年5月15日です。株式会社東京ホテルの業績も芳しくなかったものですから、今後については担当者と詳細に打合せをしました。

同年6月4日、XYZ信用金庫から、この根抵当権の被担保債権8,632万3,694円の一部である6,534万5,566円を一般社団法人XYZ保証基金が代位弁済する予定であるとの連絡を受けました。

3 【X Y Z 信用金庫担当者から聴取】

X Y Z 信用金庫が一般社団法人 X Y Z 保証基金から前項の被担保債権の一部について代位弁済を受ける予定であることは事実であり、その内容は別紙 5 記載のとおりです。

なお、平成24年4月18日、同保証基金は、民事次郎から委託を受け、前項の被担保債権について X Y Z 信用金庫との間で保証契約を締結しています。

〔平成27年7月3日関係当事者から聴取した内容〕**4 【民事三郎から聴取】**

民事次郎が死亡した後、株式会社 A B C 銀行と、同銀行が甲土地及び乙建物に対して有している根抵当権について初めて話し合いをしたのは、平成27年6月24日です。今後については担当者と詳細に打合せをしました。その結果を反映するために、私が代表者を務める株式会社東京ホテル内の必要な手続を全て行い、同年7月3日、別紙6及び7の契約をしました。

5 【株式会社 A B C 銀行担当者から聴取】

弊社と根抵当権設定者は、平成27年7月3日、別紙6記載のとおり根抵当権の極度額を3億円から4億円へと増額することについて合意しました。また、弊社の根抵当権を株式会社 C D E 銀行に引き継ぎ、同銀行と弊社は、別紙7記載のとおり根抵当権譲渡契約を締結しました。

6 【株式会社 C D E 銀行担当者から聴取】

弊社は、平成27年7月3日、株式会社 A B C 銀行が甲土地及び乙建物に対して有している根抵当権を引き継ぎ、同銀行と、別紙7記載のとおり根抵当権譲渡契約を締結しました。あわせて、根抵当権設定者との間で債務者と被担保債権の範囲についても変更する契約をしています。

被担保債権の範囲の変更に先立ち、弊社は、どのような債権であれば、根抵当権の被担保債権の範囲として登記をすることができるかについて、検討を行いました。その際に用いた検討メモは、別紙8のとおりです。別紙8の(1)から(4)までの債権のうち、根抵当権の被担保債権の範囲に含むことができるものだけを、別紙7の第3条(※)の欄に盛り込みました。

〔事実関係に関する補足〕

- 1 [平成27年4月16日民事三郎から聴取した内容]、[平成27年6月4日関係当事者から聴取した内容]及び[平成27年7月3日関係当事者から聴取した内容]は全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士法務花子の説明内容は、全て適法である。
- 2 株式会社東京ホテルは、民事次郎の死亡の前後を通じて甲土地の使用権原を有しており、このほか、本件の関係当事者間には、[平成27年4月16日民事三郎から聴取した内容]、[平成27年6月4日関係当事者から聴取した内容]、[平成27年7月3日関係当事者から聴取した内容]及び各別紙に記載されている権利義務以外には、実体上の権利義務関係は、存在しない。
- 3 登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各申請日までに第三者の許可、同意又は承諾を得ており、このほか登記申請に当たって

法律上必要な手続は、各申請日までに全てされている。

- 4 司法書士法務花子は、複数の登記の申請をする場合には、申請件数及び登録免許税額が最も少なくなるように登記を申請するものとする。
- 5 司法書士法務花子は、複数の登記の申請をする場合には、登記原因の日付の古い順に登記を申請し、当該複数の登記の申請のうち登記原因の日付が同一であり、かつ、申請の前後を問わないものがあるときには、登録免許税額が高額となるものから順に申請するものとする。
- 6 司法書士法務花子は、申請人が複数いて、そのうちの一部の者が申請人全員のために登記を申請することができる場合であっても、申請人全員から委任を受け登記を申請するものとする。

問1 司法書士法務花子が甲土地について平成27年4月17日に申請した登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、申請人の氏名又は名称、添付情報並びに登録免許税額について、第36問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

問2 司法書士法務花子が甲土地及び乙建物について平成27年6月6日に申請した登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、変更後の事項、申請人の氏名又は名称、添付情報並びに登録免許税額について、司法書士法務花子が申請した登記の順に従って、第36問答案用紙の第2欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい。

問3 司法書士法務花子が甲土地及び乙建物について平成27年7月3日に申請した登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、変更後の事項、申請人の氏名又は名称、添付情報並びに登録免許税額について、司法書士法務花子が申請した登記の順に従って、第36問答案用紙の第3欄(1)から(4)までの各欄に記載しなさい。

また、別紙8の(1)から(4)までの債権のうち、被担保債権の範囲として登記することができないものがあるときは、その全てを番号で特定した上で、その理由をそれぞれ第36問答案用紙の第3欄(5)の欄に簡潔に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの申請人の氏名又は名称の欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 「権利者」、「申請人」、「(被承継会社)」等の表示も記載するほか、持分の表示が必要な場合は、持分の表示も、記載する。
 - (2) 住所、本店又は代表機関の資格及び氏名は、記載することを要しない。
- 2 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの添付情報の欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからヒまで)を記載する。
 - (2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号

(アからヒまで) を記載する。

- (3) 後記【添付情報一覧】のアからヒまでに掲げられた情報以外の情報（登記申請に関する委任状等）は、記載することを要しない。
 - (4) 後記【添付情報一覧】のツからトまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人の住所を証する情報としては使用しないものとする。
 - (5) 添付情報のうち、登記申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内のものであるものとする。
- 3 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。
 - 4 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。
 - 5 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には、記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め、登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、〔平成27年4月16日民事三郎から聴取した内容〕、〔平成27年6月4日関係当事者から聴取した内容〕及び〔平成27年7月3日関係当事者から聴取した内容〕に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。
 - 6 数字を記載する場合には算用数字を使用すること。
 - 7 登録免許税額の算出について、租税特別措置法等の特別法による税の減免の規定の適用はないものとする。
 - 8 訂正、加入又は削除をしたときは、押印や字数を記載することは要しない。ただし、訂正は訂正すべき字句に横線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

【添付情報一覧】

ア	株式会社東京ホテルの履歴事項一部証明書（別紙3）	ツ	民事三郎の印鑑に関する証明書
イ	代位弁済証書（別紙5）	テ	民事光太郎の印鑑に関する証明書
ウ	根抵当権変更契約証書（別紙6）	ト	株式会社東京ホテルの印鑑に関する証明書
エ	根抵当権譲渡契約証書（別紙7）	ナ	登記上の利害関係人としてのXYZ信用金庫の承諾を証する情報
オ	民事三郎の戸籍の一部事項証明書	ニ	登記上の利害関係人としての一般社団法人XYZ保証基金の承諾を証する情報
カ	民事光太郎の戸籍の一部事項証明書	ヌ	登記上の利害関係人としての株式会社ABC銀行の承諾を証する情報
キ	民事三郎の住民票の写し（本籍の記載あり）	ネ	登記上の利害関係人としての株式会社CDE銀行の承諾を証する情報
ク	民事光太郎の住民票の写し（本籍の記載あり）	ノ	民事三郎の登記原因に関する同意又は承諾を証する情報
ケ	民事次郎の法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本（オとカを除く）	ハ	民事光太郎の登記原因に関する同意又は承諾を証する情報
コ	甲土地甲区1番の登記済証	ヒ	株式会社東京ホテルの登記原因に関する同意又は承諾を証する情報
サ	甲土地甲区2番の登記識別情報		
シ	甲土地乙区1番の登記済証		
ス	甲土地乙区2番の登記識別情報		
セ	乙建物甲区1番の登記済証		
ソ	乙建物乙区1番の登記済証		
タ	乙建物乙区2番の登記識別情報		
チ	乙建物乙区2番付記1号の登記識別情報		

別紙1 甲土地の全部事項証明書

表題部(土地の表示)	調製	平成9年2月6日	不動産番号	【略】
地図番号	【略】	筆界特定	余白	
所在	中央区日本橋人形町五丁目		余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
400番2	宅地	2489	00	余白
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日	

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和51年6月16日 第53155号	原因 昭和51年6月16日売買 所有者 東京都中央区日本橋人形町五丁目5番5号 民事次郎 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和51年6月16日 第53156号	原因 昭和51年6月16日設定 極度額 金3億円 債務者 東京都中央区日本橋人形町五丁目5番5号 株式会社東京ホテル 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 根抵当権者 東京都千代田区大手町七丁目7番7号 株式会社ABC銀行 共同担保 目録(る)第6868号 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日
2	根抵当権設定	平成24年5月11日 第43925号	原因 平成24年5月11日設定 債務者 東京都中央区日本橋人形町五丁目5番5号 民事次郎 極度額 金5,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手債権 根抵当権者 東京都文京区本郷八丁目8番8号 XYZ信用金庫 共同担保 目録(を)第1860号

共同担保目録			
記号及び番号	(る) 第6868号	調製	平成9年2月6日
番号	担保目的である権利の表示	順位番号	予備
1	中央区日本橋人形町五丁目 400番2の土地	1	余白
2	中央区日本橋人形町五丁目 400番地2 家屋番号 400番2の建物	1	余白
			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日

共同担保目録			
記号及び番号	(を) 第1860号	調製	平成24年5月11日
番号	担保目的である権利の表示	順位番号	予備
1	中央区日本橋人形町五丁目 400番2の土地	2	余白
2	中央区日本橋人形町五丁目 400番地2 家屋番号 400番2の建物	2	余白

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成27年4月16日

東京法務局

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

別紙 2 乙建物の全部事項証明書

表題部(主である建物の表示)		調製	平成9年2月6日	不動産番号	【略】
地図番号	【略】	筆界特定	余白		
所在	中央区日本橋人形町五丁目400番地2			余白	
家屋番号	400番2			余白	
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
ホテル	鉄筋コンクリート造鋼板葺9階建	1階	174	28	昭和52年11月4日新築
		2階	801	47	
		3階	933	48	
		4階	1573	93	
		5階	1877	46	
		6階	1514	73	
		7階	1514	73	
		8階	1514	73	
		9階	391	82	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日	

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和52年11月21日 第101352号	所有者 東京都中央区日本橋人形町五丁目5番5号 株式会社東京ホテル 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和52年11月21日 第101353号	原因 昭和52年11月21日設定 極度額 金3億円 債務者 東京都中央区日本橋人形町五丁目5番5号 株式会社東京ホテル 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 根抵当権者 東京都千代田区大手町七丁目7番7号 株式会社ABC銀行 共同担保 目録(る)第6868号 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日
2	根抵当権設定	平成24年5月11日 第43925号	原因 平成24年5月11日設定 債務者 東京都中央区日本橋人形町五丁目5番5号 民事次郎 極度額 金5,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手債権 根抵当権者 東京都文京区本郷八丁目8番8号 XYZ信用金庫 共同担保 目録(を)第1860号

共同担保目録			
記号及び番号	(る) 第6868号	調製	平成9年2月6日
番号	担保目的である権利の表示	順位番号	予備
1	中央区日本橋人形町五丁目 400番2の土地	1	余白
2	中央区日本橋人形町五丁目 400番地2 家屋番号 400番2の建物	1	余白
			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年2月6日

共同担保目録			
記号及び番号	(を) 第1860号	調製	平成24年5月11日
番号	担保目的である権利の表示	順位番号	予備
1	中央区日本橋人形町五丁目 400番2の土地	2	余白
2	中央区日本橋人形町五丁目 400番地2 家屋番号 400番2の建物	2	余白

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成27年4月16日
東京法務局

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

別紙 3 株式会社東京ホテルの履歴事項一部証明書

商号	株式会社東京ホテル	
本店	東京都中央区日本橋人形町五丁目5番5号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和51年5月6日	
役員に関する事項	取締役 民事次郎	平成25年10月30日重任
		平成25年11月2日登記
		平成26年11月7日死亡
		平成26年11月19日登記
	取締役 民事三郎	平成25年10月30日重任
		平成25年11月2日登記
	取締役 民事四郎	平成25年10月30日重任
		平成25年11月2日登記
	取締役 民事五郎	平成26年11月19日就任
		平成26年11月19日登記
	東京都中央区日本橋人形町五丁目5番5号 代表取締役 民事次郎	平成25年10月30日重任
		平成25年11月2日登記
平成26年11月7日死亡		
平成26年11月19日登記		
東京都中央区日本橋人形町六丁目6番6号 代表取締役 民事三郎	平成26年11月19日就任	
	平成26年11月19日登記	
監査役 民事六郎	平成25年10月30日重任	
	平成25年11月2日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	

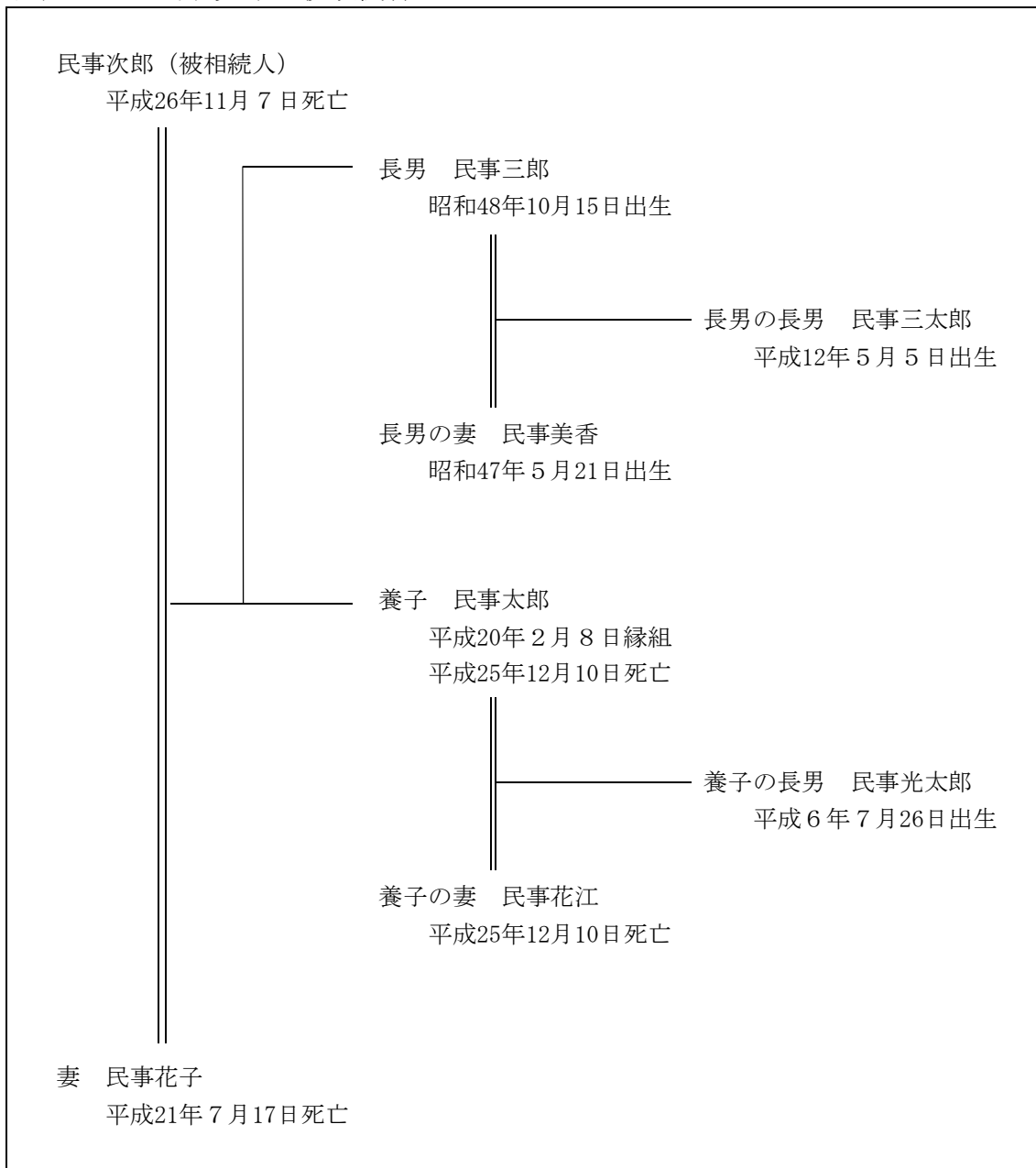
これは登記記録に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

平成27年4月16日

東京法務局

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

別紙4 亡民事次郎の親族関係



別紙5 代位弁済証書

代位弁済証書

東京都文京区本郷八丁目8番8号
一般社団法人XYZ保証基金
代表取締役【省略】殿

平成27年6月5日

東京都文京区本郷八丁目8番8号
XYZ信用金庫
代表取締役【省略】

1. 後記不動産に設定されている極度額金50,000,000円也の根抵当権（平成24年5月11日東京法務局受付第43925号登記済）の被担保債権について、当金庫が債務者に対して有する金銭債権の一部である金65,345,566円を本日貴殿より弁済を受け、確かに受領しました。
2. 前項の弁済金受領により、上記根抵当権につき貴殿が当金庫に一部代位することを異議なく承諾しました。

物件の表示

【省略】ただし、別紙1、別紙2の不動産が記載されているものとする。

以上

別紙 6 根抵当権変更契約証書

根抵当権変更契約証書

平成27年 7 月 3 日

住 所 東京都千代田区大手町七丁目 7 番 7 号
根 抵 当 権 者 株式会社ABC銀行 代表取締役【省略】

住 所 【省略】
根抵当権設定者 【省略】

根抵当権設定者は、昭和51年 6 月 16 日、昭和52年11月21日根抵当権設定により後記物件に設定した根抵当権（昭和51年 6 月 16 日東京法務局受付第53156号、昭和52年11月21日東京法務局受付第101353号登記済）の極度額を、次のとおり変更することを約定しました。

極度額

変更前 金300,000,000円
変更後 金400,000,000円

物件の表示

【省略】ただし、別紙 1，別紙 2 の不動産が記載されているものとする。

以上

別紙 7 根抵当権譲渡契約証書

根抵当権譲渡契約証書

平成27年 7 月 3 日

住 所 東京都千代田区大手町八丁目 8 番 8 号
根抵当権譲受人 株式会社 C D E 銀行 代表取締役【省略】

住 所 東京都千代田区大手町七丁目 7 番 7 号
根抵当権譲渡人 株式会社 A B C 銀行 代表取締役【省略】

住 所 【省略】
根抵当権設定者 【省略】

第 1 条 (全部譲渡)

譲渡人は、昭和51年 6 月 16 日、昭和52年 11 月 21 日根抵当権設定により後記物件に設定された次の内容の確定前根抵当権 (昭和51年 6 月 16 日東京法務局受付第53156号、昭和52年 11 月 21 日東京法務局受付第101353号登記済) を譲受人に全部譲渡いたしました。

極 度 額 金400,000,000円

債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権

債 務 者 東京都中央区日本橋人形町五丁目 5 番 5 号

株式会社東京ホテル

第 2 条 (債務者の変更)

根抵当権設定者は、前条による譲渡後の根抵当権の債務者を、次の通り変更することを約定しました。

債務者

変更前 東京都中央区日本橋人形町五丁目 5 番 5 号 株式会社東京ホテル

変更後 東京都中央区日本橋人形町五丁目 5 番 5 号 株式会社東京ホテル

東京都中央区日本橋人形町六丁目 6 番 6 号 民事三郎

第 3 条 (被担保債権の範囲の変更)

根抵当権設定者は、前条による譲渡後の根抵当権の被担保債権の範囲を、次の通り変更することを約定しました。

被担保債権の範囲

変更前 銀行取引による一切の債権

銀行が第三者から取得する手形上、小切手上的の債権

変更後 銀行取引による一切の債権 保証取引

銀行が第三者から取得する手形上、小切手上的の債権

※

物件の表示

【省略】ただし、別紙 1、別紙 2 の不動産が記載されているものとする。

以上

注) 上記 (※) には, 別紙 8 の(1)から(4)までの債権のうち, 根抵当権の被担保債権の範囲として登記をすることができるもののみが記載されているものとする。

別紙 8 株式会社 C D E 銀行の検討メモ

検討メモ

- (1) 株式会社 A B C 銀行は、株式会社東京ホテルに対し、平成20年6月1日付けで5,000,000円を貸し付けており、その残額1,500,000円の回収が完了していないとのこと。弊社は、当該貸金債権の残額について、平成27年7月3日付けで債権譲渡を受ける予定。
この債権について、根抵当権の被担保債権の範囲に含めることはできるか。
- (2) 上記(1)の他にも、株式会社 A B C 銀行は、株式会社東京ホテルに対して金銭債権を有するようであり、弊社は今後それらについて債権譲渡を受ける予定。
弊社と株式会社 A B C 銀行との間の債権譲渡取引に係る債権を、包括的に上記の根抵当権の被担保債権の範囲に含めることはできるか。
- (3) 上記(2)について、株式会社 A B C 銀行が株式会社東京ホテルに対して有する金銭債権が、電子記録債権である場合はどうか。
- (4) 弊社と株式会社東京ホテルとの間での銀行取引に関連してこれから生じる不法行為に基づく損害賠償債権について、根抵当権の被担保債権の範囲に含めることはできるか。

第37問 司法書士法務太郎は、平成27年5月22日に事務所を訪れた株式会社甲山商事の代表者から、別紙1から7までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙9のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務太郎は、株式会社甲山商事の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務太郎は、同年7月3日に事務所を訪れた株式会社甲山商事の代表者から、別紙3及び5から8までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙10のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務太郎は、株式会社甲山商事の代表者から、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。

司法書士法務太郎は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年5月22日及び同年7月6日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問4までに答えなさい。

問1 平成27年5月22日に司法書士法務太郎が申請をした登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 平成27年7月6日に司法書士法務太郎が申請をすべき登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問3 平成27年6月5日付けでFが乙川商会株式会社の取締役を辞任したこと（別紙10聴取記録の第1項）について、考えられる理由を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。

問4 平成27年6月5日付けで乙川商会株式会社がその保有する自己株式の全部を消却したこと（別紙10聴取記録の第3項）について、考えられる理由を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。

（答案作成に当たっての注意事項）

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調べられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合でも、援用しないものとする。

- 3 株式会社甲山商事及び乙川商会株式会社の定款には、別紙1から10までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 4 東京都中央区は東京法務局、横浜市中区は横浜地方法務局の管轄である。
- 5 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出手続は、適式にされているものとする。
- 6 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 7 訂正、加入又は削除をしたときは、押印や字数を記載することを要しない。ただし、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

別紙 1

【平成27年 5月19日現在の株式会社甲山商事に係る登記記録の抜粋】

商号 株式会社甲山商事

本店 横浜市中区甲町1番地

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成21年 7月17日

目的 1 次に定める事業及びこれに関連する事業を営む会社の株式又は持分
を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理

(1) 時計、宝石、貴金属及び眼鏡の販売及び修理

2 不動産の賃貸及び管理

3 前各号に附帯関連する一切の事業

発行可能株式総数 800株

発行済株式の総数 200株

資本金の額 金1000万円

株式の譲渡制限に関する定め 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会
社の承認を受けなければならない。

役員に関する事項 取締役A (就任又は重任年月日の記録なし)

取締役B (就任又は重任年月日の記録なし)

取締役C (就任又は重任年月日の記録なし)

平成24年 5月22日辞任

取締役D 平成24年 5月22日就任

横浜市中区甲町1番地

代表取締役A (就任又は重任年月日の記録なし)

別紙 2

【平成27年 5月19日現在の株式会社甲山商事の定款】

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社甲山商事と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 次に定める事業及びこれに関連する事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理
 - (1) 時計、宝石、貴金属及び眼鏡の販売及び修理
 - 2 不動産の賃貸及び管理
 - 3 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役以外の機関を設置しない。

(公告をする方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。

(議長)

第11条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に支障があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合の他、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第13条 当社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第14条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第15条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第16条 当社に代表取締役1名を置き、取締役の互選をもって取締役の中からこれを選定する。

(報酬等)

第17条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第18条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第19条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

(法令の準拠)

第20条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

別紙 3

【平成27年 5月20日開催の株式会社甲山商事の定時株主総会における議事の概要】

第1号議案 計算書類承認の件 計算書類の承認を求めたところ、可決承認された。	
第2号議案 定款一部変更の件 次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、可決承認された（下線は変更部分）。	
変更前	変更後
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役以外の機関を設置しない。	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。 1. 取締役会 2. 監査役
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、2万株とする。
第4章 取締役	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の任期) 第15条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第15条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(代表取締役) 第16条 当社に代表取締役1名を置き、取締役の互選をもって取締役の中からこれを選定する。	(代表取締役) 第16条 代表取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。
【新設】	(取締役会の招集及び議長) 第17条 条文省略
【新設】	(決議の方法) 第18条 条文省略
【新設】	(取締役会の決議の省略) 第19条 条文省略
【新設】	(取締役会議事録) 第20条 条文省略
(取締役の報酬等) 第17条 条文省略	(取締役の報酬等) 第21条 条文省略 (現行と同じ)
【新設】	第5章 監査役
【新設】	(監査役の数) 第22条 当社の監査役は2名以内とする。

【新設】	(監査役の選任の方法) 第23条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。
【新設】	(監査役の任期) 第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
【新設】	(監査役の報酬等) 第25条 条文省略
第5章 計算	第6章 計算
(事業年度) 第18条 条文省略	(事業年度) 第26条 条文省略 (現行と同じ)
以下 条文省略	以下 条文省略 (条文番号繰下げ)

第3号議案 株式交換契約承認の件

別紙5の株式交換契約を承認することが諮られ、原案どおり可決承認された。

第4号議案 取締役3名選任の件

取締役3名を選任することが諮られ、下記のとおり選任された。

横浜市中区甲町1番地 取締役 A

東京都港区丙町1番地 取締役 D

東京都渋谷区丁町1番地 取締役 E

なお、被選任者は、いずれも席上就任を承諾した。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役1名を選任することが諮られ、下記のとおり選任された。

東京都目黒区戌町1番地 監査役 F

なお、被選任者は、席上就任を承諾した。

別紙 4

【平成27年 5 月20日開催の株式会社甲山商事の取締役会における議事の概要】

第 1 号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、下記のとおり選定された。

東京都渋谷区丁町 1 番地 代表取締役 E

なお、被選定者は、席上就任を承諾した。

別紙 5

【平成27年5月19日付けの株式交換契約書の抜粋】

株式会社甲山商事（以下「甲」という。）と乙川商会株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を乙の完全親会社とし、乙を甲の完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は株式交換の効力発生日に乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、平成27年6月22日とする。ただし、本株式交換手続の進行に応じ必要がある場合、甲乙協議の上、会社法第790条に定めるところに従い、これを変更することができる。

第3条（株式交換対価の交付及び割当等）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する乙の株式数の合計に0.1を乗じた数の甲の株式を発行し、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する乙の株式1株につき甲の株式0.1の割合をもって割り当て、交付する。

第4条（資本金等の額）

甲が本株式交換により増加する資本金及び準備金の額については、下記のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1)増加する資本金の額 | 金3000万円 |
| (2)増加する資本準備金の額 | 株主資本等変動額から(1)を減じた額 |

(以下省略)

別紙 6

【平成27年 5月21日現在の乙川商会株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号 乙川商会株式会社

本店 東京都中央区乙町1番地

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 昭和39年 5月 8日

目的 1 時計, 宝石, 貴金属及び眼鏡の販売及び修理

2 前号に附帯関連する一切の事業

発行可能株式総数 32万株

発行済株式の総数 8万株

株券を発行する旨の定め 当会社の株式については, 株券を発行する。

資本金の額 金4000万円

株式の譲渡制限に関する定め 当会社の株式を譲渡するには, 取締役会の承認を受けなければならない。

役員に関する事項 取締役A 平成26年11月26日重任

取締役E 平成26年11月26日重任

取締役F 平成26年11月26日重任

取締役G 平成26年11月26日就任

東京都渋谷区丁町1番地

代表取締役E 平成26年11月26日重任

監査役H 平成24年11月21日重任

取締役会設置会社に関する事項 取締役会設置会社

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

別紙 7

【平成27年5月22日現在の乙川商会株式会社の株主名簿】

取得年月日に関する記載は省略

	住所・氏名	株数	株券
1	横浜市中区甲町1番地 A	40,000株	株券不所持申出により不発行
2	東京都渋谷区丁町1番地 E	20,000株	株券不所持申出により不発行
3	東京都目黒区戌町1番地 F	10,000株	株券不所持申出により不発行
4	東京都文京区己町1番地 G	5,000株	株券不所持申出により不発行
5	東京都中央区乙町1番地 乙川商会株式会社	5,000株	株券番号1～5

別紙 8

【平成27年 6月30日開催の株式会社甲山商事の臨時株主総会における議事の概要】

第1号議案 定款一部変更の件

次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、可決承認された（下線は変更部分）。

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2万株とする。</u>	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2万株とし、そのうち1万8000株を普通株式の発行可能株式総数とし、2000株を優先株式の発行可能株式総数とする。</u>
【新設】	(優先株式) <u>第10条 当社は、剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、優先株式1株につき金2500円の優先配当金を支払う。</u> <u>2 優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができない。</u>
(招集) 第10条 条文省略	(招集) 第11条 条文省略（現行と同じ）
以下 条文省略	以下 条文省略（条文番号繰り下げ）

第2号議案 募集株式の発行の件

次のとおり、募集株式の発行をすることについて、可決承認された。

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 200株
- (2) 払込金額 1株につき金20万円
- (3) 払込期日 平成27年7月2日
- (4) 増加する資本金及び資本準備金の額
 払込金額の2分の1を資本金とし、その他を資本準備金とする。
- (5) 割当て方法 次の者から、下記のとおり引受けの申込みがあることを条件に、下記のとおり割り当てる。
 - ① 東京都渋谷区丁町1番地
 E 普通株式 150株
 - ② 東京都豊島区庚町1番地
 K 普通株式 50株

別紙 9

【司法書士法務太郎の聴取記録（平成27年5月22日）】

- 1 株式会社甲山商事の平成26年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会は、同年5月21日に開催され、計算書類の承認に関する議案のみが決議された。
- 2 株式会社甲山商事の取締役Bは、平成27年5月11日付けで辞任の意思表示をし、当該意思表示は、同日、株式会社甲山商事に到達した。
- 3 株式会社甲山商事の平成27年5月19日現在の定款は、別紙2のとおりであり、会社成立のときから一切変更されていない。
- 4 平成27年5月20日現在の株式会社甲山商事の株主は、Aであり、その持株数は200株である。また、同日開催の株式会社甲山商事の定時株主総会には、株主Aが出席している。
- 5 平成27年5月20日開催の株式会社甲山商事の取締役会には、取締役及び監査役の全員が出席した。別紙4の取締役会の議事録には、Aが登記所に提出している印鑑が押されている。
- 6 司法書士法務太郎は、株式会社甲山商事の代表者から必要な登記申請の依頼を受けるに当たって、株式会社甲山商事と乙川商会株式会社との間で別紙5の株式交換の効力が発生することによって生じる会社法上の問題点について相談に応じた。

別紙10

【司法書士法務太郎の聴取記録（平成27年7月3日）】

- 1 司法書士法務太郎との相談（別紙9の第6項）を踏まえ、乙川商会株式会社の取締役Fは、平成27年6月5日に同社の取締役を辞任した。
- 2 株式会社甲山商事と乙川商会株式会社が締結した別紙5の株式交換契約において、株式交換の対価とされたのは、第3条に記載された株式のみである。また、同株式交換における株主資本等変動額は、15億円である。
- 3 乙川商会株式会社は、平成27年6月5日に株主総会を適法に開催し、別紙5の株式交換契約を承認する議案を可決した。また、同社は、同日、取締役会を適法に開催し、自己株式5,000株を全て消却し、当該株式に係る株券を全て廃棄した。なお、同年5月22日から同年6月21日までの間、乙川商会株式会社の発行済株式の総数、株主及びその保有する株式の数については、上記自己株式の消却によるもののほかには変更はない。
- 4 平成27年6月21日現在の株式会社甲山商事の株主は、Aであり、その持株数は200株である。なお、乙川商会株式会社は、会社成立の日から同月21日までの間、新株予約権を一切発行していない。
- 5 乙川商会株式会社の平成27年6月21日現在の登記記録は、取締役Fの辞任に関する事項及び自己株式5,000株の消却に伴う発行済株式総数の減少に関する事項を除き、同年5月21日現在の登記記録から変更はなく、この間に定款の変更はしていない。
- 6 募集株式の引受人であるE及びKは、平成27年6月30日に株式会社甲山商事に対して、別紙8のと通りの募集株式の引受けの申込みをした。同日、株式会社甲山商事は、E及びKに対して割当ての通知をした。
- 7 Eは、平成27年7月1日に、引き受けた株式につき払込金額の全額を払込取扱金融機関に払い込み、株式会社甲山商事の当該払込取扱金融機関の預金通帳には、当該払込みの事実が記載されているが、同月2日が経過するまでに、Kからは同人が引き受けた株式についての払込みがなされなかった。
- 8 平成27年7月3日、株式会社甲山商事と株主F及び株主Gは、同人らが有する株式会社甲山商事の株式の全部を、優先株式に変更する旨の合意をし、その旨の合意書を取り交わした。また、株主F及び株主G以外の株主全員は、当該合意について同意する旨の文書を株式会社甲山商事に対して同日交付した。